

エルシエロサッカークラブ 規約

第1条〔名称〕

本サッカークラブ（以下「本クラブ」という）は、エルシエロサッカークラブと称します。

第2条〔所在〕

本クラブは東京都三鷹市井の頭 1-7-5 AINA 井の頭 103 に主たる事務所を置く。

第3条〔目的〕

本クラブは、サッカーを通じてスポーツの正しい理解を深め、青少年の精神及び身体の健全な育成を図り、合わせて地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第4条〔指導方針〕

- サッカーを楽しむ心を育み、身体的、精神的にも成長できるような指導
- 技術戦術を各年代に応じて順次理解習得する。
- サッカーだけでなく、地域社会に貢献できるような選手育成
- クラブ選手としての心構え
- サッカーと勉強の両立

第5条〔資格〕

1. 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければなりません。
2. 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
3. スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
4. ジュニアユースは、本クラブの選手としてチーム加盟登録を行える者とする。スクール生はこの限りではない。

第6条〔入会手続き〕本クラブでは、

1. 所定の用紙（入会届）に必要事項を記載し提出する
2. クラブの定める手続きを終え、費用を支払い、本クラブが入会を認めた者（以下会員という）個別に定められた練習日から本クラブに参加することが出来る。

第7条〔入会金兼年会費及び月謝〕

会員は、次に定める入会金・年会費及び月会費を納入しなければなりません。

入会金・年会費は入会申込時に納入していただきます。その後年度毎の更新の際に納入していただきます。

1. 月謝は毎月口座振替または現金にて所定日にお支払いいただきます。
2. 前項の入会金・年会費及び月会費の金額は、別紙に定める通りとします。
3. 一旦納入した入会金・年会費及び月会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。ただし、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではありません。
4. 退会を希望する者は退会希望日の属する月まで月会費を納入しなければなりません。
5. 年会費または月会費を変更する場合は、2ヶ月前までに予告するものとします。

第8条〔クラブ参加に際しての遵守事項〕

会員は次の項目を厳守しなければならない。

1. フェアプレーの精神をモットーとし会員がサッカーに親しみ楽しめるよう努める事。

2. 本規約を遵守するとともに指導者の指示にしたがうこと。
3. 秩序を守り学業においても努力すること。
4. 練習学業に支障がないように生活面においても規則正しい生活を送ること。
5. ほかのクラブへの二重登録はしないこと（チームの場合）
6. 入会に際し「誓約書」を本クラブに提出すること。

第9条〔遵守事項〕

会員は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 規約及び本クラブの諸規則を遵守すること。
2. 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

第10条〔禁止事項〕

会員は、次の各行為を行ってはなりません。

1. 本クラブの内部事情を第三者に開示すること。
2. 本クラブの秩序・風紀を乱す行為
3. 本クラブの名誉または利益を害する行為

第11条〔保険〕

会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入していただきます。保険加入手続は、本クラブが一括して代行させていただきます。

第12条〔負傷時の処置〕

クラブの活動中・移動中における事故・怪我につきましては下記の内容で対応します。

1. 応急処置はチームで行います
2. 怪我の度合いにより医療機関へ搬送し保護者へ連絡いたします
3. 補償につきましては加入していますスポーツ保険にて行います

第13条〔休会・退会〕

休会や退会を希望する場合には、その前月の15日までに担当コーチを経て、その理由を本クラブに提出、了承を得なければならない。また怪我や入院など長期で休会する場合も届け出ること。

第16条〔除名〕

学業との両立が著しく困難な者、本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者は、保護者との面談を経ても改善される見込みがないと判断した場合、本クラブから除名できる。除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対する異議申立てはできず、受け付けない。

第14条〔閉鎖〕

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には2カ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができます。ただし、天災、地変その他の不可効力により本クラブの継続が不可能となったときには、予告をせずに直ちに閉鎖することができます。

第 15 条〔写真・映像の使用〕

本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブ広報活動や活動記録のために、公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあります。ご入会に際し予めご了承ください。

第 16 条〔遠征・合宿〕

費用について会員の負担とする

第 17 条〔免責事項〕

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第 18 条〔細則〕

頂いた個人情報につきましては本クラブの活動以外に利用することはありません

（より練習環境の確保のため、団体登録時・施設使用時などに使用させていただく場合があります。その際は、事前に相談をさせていただきます。）

本クラブに定めのない事項、および運営上必要な催促は本クラブが別に定める。

第 19 条〔改正〕

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第 20 条〔施行〕

本規約は、2010 年 4 月 1 日から施行するものとする。

〔改定〕

本規約は、2012 月 3 月 1 日改定、同日より施行するものとする。

〔改定〕

本規約は、2018 月 3 月 1 日改定、同日より施行するものとする。

〔改定〕

本規約は、2019 月 4 月 1 日改定、同日より施行するものとする。

〔改定〕

本規約は、2022 月 3 月 1 日改定、同日より施行するものとする。